

NGO神戸外国人救援ネット について

—結成の経緯と活動の特徴—

NGO神戸外国人救援ネット
運営委員・相談員 草加 道常

1. NGO神戸外国人救援ネット

- 1995年阪神淡路大震災直後に発足した「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」の分科会として「外国人救援ネット」が発足
- 被災地で外国人の問題にとりこんでいた約10数団体で構成
- 同年9月より、多言語生活相談ホットラインを開始
- 1996年4月からは、恒常的な「NGO外国人救援ネット」として再スタート

神戸市・兵庫県の在留外国人の状況

- オールドカマーの多様性
在日コリアン、在日中国人(含台湾出身者)・インド人
神戸モスク、シナゴーク、ハリストス協会、関帝廟
1868年の開港、神戸外国人居留地
- 戦後のニューカマー
1975年以降、ベトナム難民が姫路定住センターへ
1990年前後から日系ブラジル人、ペルー人の来日
(1920年代の移民収容所は現在の「海外移住と交流
の文化センター」)
1990年代後半から中国残留日本人家族の帰国
東南アジア・西アジアの移住労働者、難民認定申請者

団体紹介① 団体概要

事務局所在地 神戸市中央区
(カトリック神戸中央教会内)

事務局 常勤スタッフ1名 + 週1アルバイト

運営委員 19名

協力弁護士 22名

電話相談スタッフ 9名(相談員、通訳者)

登録通訳ボランティア 約20名

会員・サポーター(個人・団体) 約500人

団体紹介② 活動概要(1)

多言語生活相談ホットライン

- 金曜日 10:00～20:00
日本語・英語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語(13:00～20:00)
(中国語・ベトナム語・ロシア語 ※事前予約制)
- 土曜日/日曜日 9:00～17:00
日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・
タガログ語・インドネシア語・タイ語・ネパール語・マレー語・ビルマ語・
クメール語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・モンゴル語・
シンハラ語・ヒンディー語 ※3者通話で対応

相談のフォローアップ、同行支援等 (必要に応じて)

団体紹介② 活動概要(2)

兵庫県内各地で移動生活相談会

支援者・通訳者向け研修会やセミナーの開催

提言活動、ネットワーク活動

移住者と連帯する全国ネットワーク

ひょうごDV被害者支援連絡会

人種差別撤廃NGOネットワーク

入管ウォッチャーズ

協議離婚問題研究会 など

通訳・翻訳コーディネート、ニュースレター発行など

NGO神戸外国人救援ネット

2020年度新規相談件数

【新規相談件数】 138件 【相談者性別】 男性：44名 女性：98名

【国籍別相談者数】

フィリピン	日本	ブラジル	中国	ペルー	ベトナム	ロシア	チュニジア
48	13	12	11	8	6	4	4
ネパール	ラトビア	ナイジェリア	ボリビア	アメリカ	エジプト	不明	その他
3	3	3	2	2	2	5	18

【相談内容】

在留資格	家族関係	社会保障	住居	医療	労働	DV	教育	国籍	刑事事件	その他
43	23	19	18	16	15	10	5	1	1	23

【言語別】

日本語	タガログ語	英語	スペイン語	ポルトガル語	中国語	ベトナム語
46	38	23	16	12	3	3

NGO神戸外国人救援ネット 2020年度同行通訳・同行支援件数

【同行件数】 387件 【相談者性別】 男性：120名 女性：291名

【国籍別相談者数】

フィリピン	中国	ウガンダ	チュニジア	イラン	タイ	ブラジル	ベトナム	ガーナ	モロッコ	ラトビア	韓国	日本	シリア	ナイジェリア	ロシア	セネガル	ペルー	モルドバ	コロンビア	その他
198	38	19	19	18	12	11	11	9	9	8	8	7	7	6	5	5	4	4	3	10

【同行先】

法律事務所	相談者宅	医療機関	役所	裁判所	入管	救援ネット	不動産会社	母子寮等	教育機関	警察署	その他
99	72	48	46	33	26	22	18	9	8	4	38

【同行内容】

在留資格	家族関係	DV	医療	住居	社会保障	労働	教育	刑事事件	その他
124	113	99	50	43	42	10	9	6	30

相談窓口の態様による相談活動の差異

●問題解決型と窓口紹介型

窓口紹介型

自治体などが開設する相談窓口

国際交流協会など第三セクターの相談窓口

対応言語がある程度設けられている

役所内などだと解決するが、他の場所だと窓口の紹介だけ

問題解決型

NGOやNPOの相談窓口、日本語教室などでの相談

必要なところに同行して、解決につなげる

対応言語に制約がある

専門性が確保できない(研修の必要性)

相談ケースから見たこと

【外国人母子家庭(DV)ケース事例】 1

- 外国人妻の文化や習慣を否定
- 日本語が出来ないこと、発音のことをバカにする
- 普段から生活の主導権を日本人夫が握っている。生活全般をコントロールしている
- 同じ国の人と会わせない(日本語教室や教会に行かせないなど)
- 在留資格の更新を手伝わない。
- 外国人は(日本国籍の)子どもの親権者になれないと脅す
- 「定住者」「永住者」でも離婚したら在留資格がなくなるので言うことを聞けと脅す
- 身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力

【外国人母子家庭(DV)ケース事例】 2

- 一時保護
- 生活保護の申請
- 弁護士と離婚の相談 ⇒離婚調停 ⇒打ち合わせや調停での通訳
- 転居先探し ⇒引っ越し ⇒生活に慣れるまでのサポート
- 子どもの保育所探し、転校の手続き
- 在留資格の更新/変更手続き

- 離婚後も子どもの成長などに合わせて、長い付き合いになることが多い

【難民申請者の相談事例】

難民申請者:

ウガンダ、チュニジア、バングラディシュ、シリア、ガーナ、ギニア、エジプト、ギニア、セネガル、スーダン、コンゴ民主共和国、ブルキナファソ、ナイジェリア、カメルーン、イラン、ウクライナ、南イエメン(、脱北者)

・ウガンダの相談者

短期滞在15日の在留資格で来日、空港で「難民申請したい」と申し出る。反政府活動が理由で命の危険がある・本来の目的(=観光)ではないので、入管に収容。体調不良のため治療するという理由で「仮放免」。住まい探し、「難民事業本部」の生活支援、弁護士との相談などなど…。「仮放免」なので健康保険に加入していない。

・チュニジアの相談者

短期滞在90日の在留資格で来日。滞在中に「難民申請」。ムスリムからキリスト教への改宗が理由で命の危険がある。短期滞在から「特定活動、3月」へ、その後は「特定活動、6月」に…。住まい探し、「難民事業本部」の生活支援金申請、弁護士との相談などなど…

【コロナ禍での相談事例】

帰国困難者

2020年…フィリピン人夫婦

2021年…ベトナム人 元日本語学校の留学生

PCR陽性者、濃厚接触者

非正規滞在での感染事案

正規滞在での感染事案

ワクチン接種の範囲

仮放免、非正規滞在未出頭者、短期滞在者

- 特別定額給付金、住宅確保給付金の申請書記入
- コロナワクチンの予約/問診票の記入
- フードバンクからの食糧提供